

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

ページ

○救急医療機関の認定	(医療政策課)	一
○知事指定薬物の指定	(薬務課)	一
○県営土地改良事業変更計画の縦覧	(農村振興課)	一
○遊漁規則の認可	(水産振興課)	二
○保安林及び保安施設地区に係る皆伐面積の許容限度	(森林整備課)	二
○保安林の指定の解除の予定	(同)	三
○保安林の指定施業要件の変更の予定の取消し	(同)	三
公 告		
○政府調達に関する協定の適用を受ける入札の公告	(農業振興課)	三
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	(道路課)	五
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	(警察本部会計課)	七
公安委員会		
○警備業法第四十二条第二項第一号に規定する機械警備業務管理者講習の実施		九
労働委員会		
○宮城県労働委員会あっせん員候補者の告示		一〇
宮城海区漁業調整委員会		
○定置漁業の保護区域の指示		一〇
告 示		
○宮城県告示第五百六十八号		

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

令和五年九月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
医療法人浄仁会 泉記念病院 大	白石市福岡深谷字一本松五 番地一号	令和五年九月一日	令和八年八月三十一 日

○宮城県告示第五百六十九号

宮城県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十七年宮城県条例第六十九号)第十三条第一項の規定により、次のとおり知事指定薬物を指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和五年九月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 知事指定薬物の名称

化学名 一 (ベンゾ)「d」[一、二、三]ジオキソロール(五イール)ニ(ブチルアミノ)ブタ  
ンニオン及びその塩類

(通称名: N-Butylbutylone, N-Butyl norbutylone)

二 指定の理由

中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚的作用(当該作用の維持又は強化の作用を含む。)を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められるため。

三 指定の効力が生ずる日

令和五年九月一日

○宮城県告示第五百七十号

県営広瀬沼地区土地改良事業(区画整理事業)変更計画を定めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和五年九月一日

一 縦覧に供する書類の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

令和五年九月一日から令和五年十月二日まで

三 縦覧場所

石巻市役所及び石巻市河南総合支所

○宮城県告示第五百七十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第七十条第一項の規定により、遊漁規則を別冊のとおり認可した。

令和五年九月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第五百七十二号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、令和五年度における保安林及び保安施設地区の皆伐による立木の伐採について、森林法（昭和二十六年法律第二十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の許容限度を次のとおり公表する。

令和五年九月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

保安林の種類

同一の単位とされる保安林等の区域

皆伐面積の限度（ヘクタール）

水源かん養保安林

本吉地区

三五三・四九

北上川下流

三四六・二六

石巻地区

三八六・四二

迫川地区

九九八・五二

江合川上流

七一四・七九

鳴瀬川上流

一、二二三・六二

江合川下流

〇・八四

鳴瀬川

〇・八四

黒川地区

二二一・三四

仙台地区

一、三三三・七七

白石地区

一、五二六・八五

本吉地区

一一・〇六

土砂流出防備保安林

干害防備保安林

北上川下流 八・九六

石巻地区 二五・〇二

迫川地区 七六・九六

江合川上流 一八五・三七

鳴瀬川上流 二三四・三八

江合川下流 一一・二六

鳴瀬川下流 三七・九八

黒川地区 七〇・八四

仙台地区 二一六・五七

白石地区 五・一八

仙台市 二七・九二

石巻市 二四・一四

気仙沼市 三・一八

白石市 二・〇八

角田市 九・九四

登米市 二・九六

栗原市 四・三四

東松島市 五六・九五

大崎市 五・一四

七ヶ宿町 〇・九八

柴田町 二・七二

丸森町 三・六〇

大和町 〇・三〇

大郷町 六・七二

加美町 一六・八二

女川町 〇・七四

南三陸町 一六・九四

石巻市 二・四八

気仙沼市 〇・四〇

東松島市 〇・八二

女川町 〇・八二

魚つき保安林

南三陸町 ○・九〇  
保健保安林 宮城北部地区 二一・三四  
宮城南部地区 六・九〇

○宮城県告示第五百七十三号  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。  
令和五年九月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

柴田郡川崎町大字川内字茨山二の八（次の図に示す部分に限る。）、二の二〇、大字今宿字小銀沢山一の一（次の図に示す部分に限る。）、一の二一五

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

一般送配電事業用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び川崎町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第五百七十四号

保安林の指定施業要件の変更の予定の告示を取り消すので、次のとおり告示する。

令和五年九月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 取消しに係る告示の年月日及び番号

令和五年六月二日宮城県告示第四百二十五号

二 取り消す理由

事務処理に錯誤があったため。

### 公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和五年九月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 宮城県農業大学校農園芸ハウス設置業務 一式
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 契約締結日から令和六年三月二十二日まで
- 4 履行場所 宮城県農業大学校

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- 5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- 6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。  
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員

による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）  
第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしているとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 当該物件一式に対し迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

9 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二一一―三三三五）へ令和五年九月八日（金）午後五時まで提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システム（以下「システム」という。）の利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書の定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並び

に問い合わせ先

〒九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県農政部長 農業振興課 農業者人材育成班（電話〇二二―二一一―二八三六）

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和五年九月十一日（月）まで前記の問い合わせ先に申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和五年九月十三日（水）から令和五年九月二十一日（木）までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和五年九月二十一日（木）までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 令和五年九月二十五日（月）午前九時から令和五年十月十三日（金）午後五時まで

(二) 書面により入札書提出する場合

イ 日時 令和五年十月十三日（金）午後五時

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所 令和五年十月十六日（月）午前十時 宮城県行政庁舎十階農業振興課内  
四 入札に参加することができない者  
二に定める資格を有しない者及び三の4の審査により資格を有しないとされた者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。  
詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of Service to be Procured : Installation of greenhouse at Miyagi Prefectural Agriculture Academy (one set)

2 Period of Implementation : From day of contract settlement to March 22, 2024

3 Place of Implementation : Miyagi Prefectural Agriculture Academy

4 Deadline for Bid Submission : October 13, 2023 (Fri), 5 : 00 pm.

5 Time and Place for Bid Selection : October 16, 2023 (Mon), 10 : 00 am.

Agriculture Promotion Division Miyagi Prefectural Government Building, 10th floor

6 Contact Information : Agricultural Human Resource Development Section, Agriculture Promotion Division, Agriculture Department, Miyagi Prefectural Government 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi Prefecture 980-8570 JAPAN

Tel.: 022-211-2836

7 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。  
令和五年九月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び納入予定数量

(一) 凍結防止剤（粒状塩化ナトリウム、標準、十トン車以下、宮城県大河原土木事務所管内）  
（単価契約） 千六百五十五トン

(二) 凍結防止剤（液状塩化ナトリウム、八トン車以下、宮城県大河原土木事務所管内）  
（単価契約） 三十三キロリットル

2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期間 契約締結の日から令和六年三月二十九日まで

4 納入場所 宮城県大河原土木事務所管内

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条の規定による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこ

と。

7 宮城県の入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しないこと。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 購入物品を迅速かつ確実に納入できる体制が整備されていること。

9 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一三三五）へ令和五年九月十二日（火）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システム（以下「システム」という。）の利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望するものは、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先  
〒九八九一―二四三 宮城県柴田郡大河原町字南一二九一―

宮城県大河原土木事務所総務班（担当 後藤 武彦 電話〇二二四―五三一―三三五）

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和五年九月十二日（火）午後五時までに2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は入札説明書に定めるところにより、令和五年十月十日（火）午後五時までに必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和五年十月十日（火）午後五時までに必要書類を作成の上提出し参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し説明を求められた場合はこれに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 令和五年十月二十日（金）午前九時から令和五年十月二十三日（月）午後五時まで

(二) 書面により入札書提出する場合

イ 日時 令和五年十月二十日（金）午前九時から令和五年十月二十三日（月）午後五時まで  
ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとす

る。

二 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる理由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所 開札の日は令和五年十月二十四日（火）とし、開札の時刻及び場所は一の1に掲げる購入物品ごとに次のとおりとする。

- (一) 一の1の(一)の購入物品 午前十時 宮城県大河原合同庁舎中3F入札室
- (二) 一の1の(二)の購入物品 午前十一時 宮城県大河原合同庁舎中3F入札室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十五号）第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法

(一) 入札金額は一の1の(一)の購入物品にあつては一キログラム当たりの単価を、一の1の(二)の購入物品にあつては一リットル当たりの単価を一銭単位で記載すること。

(二) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する消費税及び地方消費税の額を加えた金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 消費税及び地方消費税の相当額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）は、代金請求時に加算するものとする。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of the Items to be Purchased : antifreeze (Unit-price contract)

2 Period of Supply : From starting date of contract to March 29, 2024.

3 Place of Delivery : Within Ogawara civil engineering office areas of jurisdiction.

4 Deadline for Bid : Thursday, October 23, 2023, 5 : 00 p.m.

5 Contact Person : Takehiko Goto, General Affairs Group, Ogawara civil engineering office, Civil engineering section, Miyagi Prefectural Government, 129-1 Minami-Ogawarashibata, Miyagi,989-1243 Japan. Tel.: 0224-53-3135

6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和五年九月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 宮城県警察特権アクセス管理システム賃貸借 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 令和六年三月一日から令和九年二月二十八日まで

4 履行場所 宮城県警察本部総務部情報管理課

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあつては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお



<p>5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の賃貸借料の総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。</p> <p>7 契約書作成の要否 要</p> <p>8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業務として複数年度に渡る履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。</p> <p>9 詳細は入札説明書による。</p> <p>六 概要</p> <p>Summary</p> <p>1 Place and deadline for submitting bid form : Supplies Section, Accounting Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters October 13, 2023, 5 : 00 pm.</p> <p>2 Item/Service Required : Lease of privileged access management system for Miyagi Prefectural Police - 1 set</p> <p>3 Date and Place of Bid Selection : the Bidding Room, Miyagi Prefectural Police Headquarters October 16, 2023, 10 : 30 am.</p> <p>4 Contact : Supplies Section, Accounting Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai Miyagi 980-8410 Japan Tel 022-221-7171 Ext. 2232</p>	<p>1 講習実施日 令和5年10月3日（火）から同月6日（金）までの4日間</p> <p>2 講習の実施場所及び委託先 仙台市泉区天神沢1丁目4番11号 一般社団法人宮城県警備業協会</p> <p>3 受講定員 40人</p> <p>4 事前申込み (1) 受付専用電話 宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課受付専用電話（022-224-7311）にて事前申込みを受け付け、予約番号を付与する。 なお、受付は先着順とし、1回の電話での受付は1人とする。また、定員に達した場合は期間内であっても締め切ることとする。</p> <p>(2) 受付期間 令和5年9月11日（月）から同月15日（金）までの5日間（11日から14日までは午前9時から午後5時まで、最終日のみ午後3時まで）</p> <p>5 受講手続 (1) 申込み受付期間 令和5年9月19日（火）から同月25日（月）まで（土、日曜日を除く。）の5日間（午前9時から午後5時まで） (2) 申込書の提出先 事前申込みの際に提出先警察署を指定するので、申請受付期間内に指定された警察署に提出すること。 なお、郵送及び代理人による提出は受け付けない。</p> <p>(3) 提出書類 機械警備業管理者講習受講申込書 1通</p> <p>(4) 受講手数料 公安委員会関係手数料条例（平成12年宮城県条例第21号）第2条第1項の表68の項に基づき、39,000円の額に相当する宮城県収入証紙により、受講申込時に納付すること。</p> <p>6 講習に関する問い合わせ先 宮城県警察本部生活安全企画課</p>
<p>○宮城県公安委員会告示第107号 警備業法（昭和47年法律第117号）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習を次のとおり実施する。 令和5年9月1日</p> <p>宮城県公安委員会委員長 庭野 賀津子</p>	

公安委員会

### 労働委員会

○宮城県労働委員会(会長長三郎)  
 労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第十条の規定により委嘱してゐる宮城県労働委員会あつせん員候補者は、次のとおりである。

令和五年九月一日

#### 宮城県労働委員会

会長 水 島 隆 一

#### 宮城県労働委員会あつせん員候補者名簿

(令和5年8月1日現在)

氏 名	現 職	主 要 経 歴	委嘱年月日
水 野 紀 子	宮城県労働委員会委員 宮城大学法学部教授	東北大学大学院法学研究科 長	令4. 4. 1
岡 崎 貞 悦	宮城県労働委員会委員 宮城護士	弁 護 士	令4. 4. 1
豊 田 耕 史	宮城県労働委員会委員 宮城護士	弁 護 士	令4. 4. 1
佐々木 く み	宮城県労働委員会委員 東北学院大学法学部法律学科教授		令4. 4. 1
森 村 裕美子	宮城県労働委員会委員 東北大学大学院法学部研究科教授		令4. 4. 1
佐々木 弘 昭	宮城県労働委員会委員 全日通労働組合宮城支部執行委員 長	日本労働組合総連合会宮城 県連合会執行委員	令4. 4. 1
加 藤 仁	宮城県労働委員会委員 U.A.ゼンセン宮城県支部支部長	U.A.ゼンセン山口県支部支 部長	令4. 4. 1
高 橋 京	宮城県労働委員会委員 宮城立大学法人東北大学職員組合 書記次長		令4. 4. 1
佐 竹 一 則	宮城県労働委員会委員 日本労働組合同連合会宮城県連 合会事務局長		令4. 4. 1
北 館 和 彦	宮城県労働委員会委員 宮城自治労宮城県本部中央副執行委 員長		令5. 8. 1

大 内 栄 治	宮城県労働委員会委員	株式会社七十七銀行取締役	令4. 4. 1
伊 藤 光 芳	宮城県労働委員会委員	株式会社山製作所執行役 員管理本部長	令4. 4. 1
成 田 努	宮城県労働委員会委員 宮城経営者協会 専務理事	東北電力株式会社ビジネ スササ一本本部入財部部長	令4. 4. 1
小野木 克 之	宮城県労働委員会委員	株式会社河北新報社専務取 締役	令4. 4. 1
清 野 敦	宮城県労働委員会委員 宮城電力株式会社ビジ ネスサ一本本部入財部部長		令5. 6. 1
中 村 今日子	宮城県労働委員会事務局 長		令5. 4. 1
岩 崎 謙 二	宮城県労働委員会事務局 副事務局長兼審査調整課長		令4. 4. 1

### 宮城海区漁業調整委員会

○宮城県漁業調整委員会(会長長三郎)  
 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百一十条第一項の規定により、定置漁業の保護区域  
 に関して次のように指示する。

令和五年九月一日

宮城海区漁業調整委員会  
 会 長 關 哲 夫

#### 一 保護区域

公示番号	漁場の位置	保 護 区 域		
		前 面	中 合	後 面
定第一号	気仙沼市唐桑町泥置 地先	六〇〇メートル	二〇〇メートル	一〇〇メートル
定第二号	気仙沼市唐桑町泥置 地先	六〇〇メートル	二〇〇メートル	一〇〇メートル
定第三号	気仙沼市唐桑町松島 地先	六〇〇メートル	二〇〇メートル	一〇〇メートル
定第四号	気仙沼市唐桑町松島 地先	六〇〇メートル	二〇〇メートル	一〇〇メートル

定第二十四号	先石巻市金華山仁王地	一、〇〇〇メートル	四〇〇メートル	二〇〇メートル
定第二十三号	先牡鹿郡女川町江島地	六〇〇メートル	二〇〇メートル	一〇〇メートル
定第二十二号	牡鹿郡女川町江島恋島地先	一、〇〇〇メートル	四〇〇メートル	二〇〇メートル
定第二十一号	先牡鹿郡女川町横浦地	六〇〇メートル	二〇〇メートル	一〇〇メートル
定第二十号	牡鹿郡女川町桐ヶ崎鈴の崎地先	六〇〇メートル	二〇〇メートル	一〇〇メートル
定第十九号	石巻市雄勝町名振ハテ島地先	六〇〇メートル	二〇〇メートル	一〇〇メートル
定第十八号	石巻市雄勝町名振八景島地先	六〇〇メートル	二〇〇メートル	一〇〇メートル
定第十七号	先南三陸町戸倉津根地	六〇〇メートル	二〇〇メートル	一〇〇メートル
定第十六号	南三陸町戸倉ウソ島地先	六〇〇メートル	二〇〇メートル	一〇〇メートル
定第十五号	先南三陸町戸倉椿島地	六〇〇メートル	二〇〇メートル	一〇〇メートル
定第十四号	南三陸町志津川野島地先	六〇〇メートル	二〇〇メートル	一〇〇メートル
定第十三号	先南三陸町歌津唐島地	六〇〇メートル	二〇〇メートル	一〇〇メートル
定第十二号	南三陸町歌津泊地先	六〇〇メートル	二〇〇メートル	一〇〇メートル
定第十一号	地先気仙沼市本吉町日門	一、〇〇〇メートル	四〇〇メートル	二〇〇メートル
定第十号	崎地先気仙沼市本吉町明神	一、〇〇〇メートル	四〇〇メートル	二〇〇メートル
定第九号	崎地先気仙沼市本吉町明神	一、〇〇〇メートル	四〇〇メートル	二〇〇メートル
定第八号	先気仙沼市大島唐島地	六〇〇メートル	二〇〇メートル	一〇〇メートル
定第七号	地先気仙沼市唐桑町津本	六〇〇メートル	二〇〇メートル	一〇〇メートル
定第六号	島地先気仙沼市唐桑町大槻	六〇〇メートル	二〇〇メートル	一〇〇メートル
定第五号	島地先気仙沼市唐桑町大槻	六〇〇メートル	二〇〇メートル	一〇〇メートル

定第二十五号	先石巻市金華山砂浜地	一、〇〇〇メートル	四〇〇メートル	二〇〇メートル
定第二十六号	先石巻市金華山垂水地	一、〇〇〇メートル	四〇〇メートル	二〇〇メートル
定第二十七号	先石巻市金華山欽形地	一、〇〇〇メートル	四〇〇メートル	二〇〇メートル
定第二十八号	石巻市金華山小白浜地先	六〇〇メートル	二〇〇メートル	一〇〇メートル
定第二十九号	石巻市金華山内高石地先	六〇〇メートル	二〇〇メートル	一〇〇メートル
定第三十号	石巻市長渡浜地先	一、〇〇〇メートル	四〇〇メートル	二〇〇メートル
定第三十一号	石巻市杉の浜地先	一、〇〇〇メートル	四〇〇メートル	二〇〇メートル
定第三十二号	石巻市網地浜栗ヶ崎地先	一、〇〇〇メートル	四〇〇メートル	二〇〇メートル
定第三十三号	先石巻市田代浜松石地	一、〇〇〇メートル	四〇〇メートル	二〇〇メートル
定第三十四号	石巻市田代浜竜神崎地先(三石)	一、〇〇〇メートル	四〇〇メートル	二〇〇メートル

二 一に掲げる定置網の保護区域内では、当該漁業に著しく支障を及ぼす漁業・遊漁(水産動植物を採捕する行為をいう。)を行い、又は当該漁業の魚道を遮断し、若しくは魚群を散逸させる行為を行ってはならない。

三 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和五年九月一日から令和十年八月三十一日までとする。